

令和6年11月1日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張をしているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

裁判所HPの「最高裁判所開廷期日情報」において、個別の事件の事件番号、事案の概要及び口頭弁論期日を公表するという運用によって、当該事件の当事者が不利益を被る可能性があるかどうかを検討した際に作成し、又は取得した文書

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、9月4日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出書」という。）を探索したところ、存在しなかった。

苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張するが、本件開示申出文書の作成又は取得を要する事情がなく、実際にも本件対象文書は作成又は取得していない。

(2) よって、原判断は相当である。